

入会金、会費及び利用料等の規程

セルフメディケーション・データベースセンター

(目的)

第1条 セルフメディケーション・データベースセンター（以下「本会」という。）の運営を円滑に行うため、会員になろうとする者及び会員は、セルフメディケーション・データベースセンター規約第7条に規定するところにより、入会金、会費及び利用料等を納付するものとし、ここにその規程を定める。

(利用料金表)

第2条 本会の会員が負担する入会金、会費及び利用料等に関しては、「利用料金表」で定める。

(入会金)

第3条 本会の会員になろうとする者は、別紙「利用料金表」に定められた入会金を納入する。

(会費)

第4条 本会の会員は、別紙「利用料金表」に定められた会費を納入する。

- 2 会費は、当該事業年度の指定された期日までに、12ヶ月分を全納する。

(利用料等)

第5条 本会の会員のうち、別紙「利用料金表」に定められた利用料等について該当する会員は、該当する利用料等を支払う。

(期中入会の場合の会費の取扱い)

第6条 本会の会員になろうとする者が、事業年度の期中で会員となった場合は、第4条第2項に定めるところにかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 10月1日から翌年3月31日までに入会した場合 … 会費の12ヶ月分
- (2) 4月1日から9月30日までに入会した場合 … 会費の6ヶ月分

(入会金の納入時期及び納入方法)

第7条 第3条に定める入会金の納入時期は、本会の運営委員会が会員となることを承認した旨の通知があった日から1ヶ月以内に所定の金融機関の口座に振り込むものとする。

(会費の納入時期及び納入方法)

第8条 会費は、別紙「利用料金表」に定められた額を毎年12月30日までに所定の金融機

関の口座に振り込むものとする。ただし、期中入会の場合にあつては、入会后 1 ヶ月以内に所定の金融機関の口座に振り込むものとする。

(利用料等の納入時期及び納入方法)

第9条 第5条に定める利用料等は、別紙「利用料金表」に定められた額を、請求後 1 ヶ月以内に所定の金融機関の口座に振り込むものとする。

(特別会員の入会金、会費等)

第10条 特別会員の入会金、会費等については、その利用目的・利用頻度等を勘案して、運営委員会で別途定める。

(規定の改正及び廃止)

第11条 本規定の変更及び廃止は、会員総会において行う。

附 則

1. 本規程は、平成20年10月1日から施行する。

セルフメディケーション・データベースセンター 利用料金表

(平成 25 年 (2013 年) 10 月 1 日改定)

| | 入会金 | 年会費 |
|---------------------------------|-----------|-----------|
| ※ メーカー ※ (年間販売金額ランク別) 注① | | |
| 1. 1,000 億円以上 | 100,000 円 | 998,000 円 |
| 2. 500 億円以上 | | 499,000 円 |
| 3. 100 億円以上 | | 374,000 円 |
| 4. 50 億円以上 | | 249,000 円 |
| 5. 10 億円以上 | | 124,000 円 |
| 6. 5 億円以上 | 50,000 円 | 62,000 円 |
| 7. 2 億円以上 | 30,000 円 | 37,000 円 |
| 8. 2 億円未満 | 20,000 円 | 12,000 円 |
| ※ 卸売業 ※ | | |
| 定 額 制 | 100,000 円 | 115,000 円 |

注① **メーカーの「年間販売額ランク」**は、一般用医薬品及び新指定・新範囲医薬部外品のほか、データベース登録対象となる商品分野医薬部外品、化粧品、医療機器、健康食品などの商品の年間販売金額メーカー出荷額、自己申告による。

注② **特別会員の会費**は、特別会員になろうとするものの「セルフメディケーション・データベース」の利用目的を勘案して、運営委員会で別途定める。

注③ 会費／月額及び再利用付加金／月額は、当該事業年度の指定された期日までに、12 ヶ月分 4 月以降入会の場合は 6 ヶ月分を全納する。